



# 渡米前オリエンテーション 参照サイト

- EducationUSA “Prepare For Your Departure to the United States”

<https://educationusa.state.gov/your-5-steps-us-study/prepare-your-departure>

- EducationUSA TV on YouTube

<https://www.youtube.com/user/EducationUSAtv>

- Department of Homeland Security (DHS): Study in the States

<https://studyinthestates.dhs.gov/>

- 米国大使館 ビザ課

<https://twitter.com/USVisaTokyo>  
<https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/>

- CDC(米国疾病予防管理センター)  
“About COVID-19”

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/your-health/about-covid-19.html>

## ▼ I-94 出入国記録の自動化

米国への入国記録は、渡航者のパスポート情報を基に米国国土安全保障省 税関・国境取締局(CBP)の審査官によって、電子的に作成されます。留学生は、入国後(留学期間中)、合法的にアメリカに滞在しているという証明として、I-94(Arrival/Departure Record = 出入国記録)の提示を求められる場面がいくつか考えられます。そのような時に備えて、留学生は、入国後に必ず、米国国土安全保障省 税関・国境取締局(CBP)のウェブサイト(<https://i94.cbp.dhs.gov/I94/#/home>)にアクセスし、ご自分の電子 I-94 記録をプリントアウトして手元に持っておきましょう。なお、出入国記録は、出入国のたびに、新しい記録が作成されるという点についてもご注意ください(カナダ・メキシコへの出入国の場合を除き)。

### ■ 関連サイト

米国大使館「米国国土安全保障省 税関・国境取締局(CBP)」  
<https://jp.usembassy.gov/ja/customs-and-border-protection-ja/>

上記サイト内「到着/出発 I-94 プロセスの自動化」を参照。

- EducationUSA Tokyo

よくある質問

<https://educationusa.jp/faq/index.html>

「留学準備スケジュール STEP 6 渡米前準備」

<https://educationusa.jp/steps/schedule.html>

「ビザ・滞在資格」

<https://educationusa.jp/faq/visa.html>

「アメリカ入国後の案内」

<https://educationusa.jp/faq/arrival.html>

キャンパス内の相談・問い合わせ

<https://educationusa.jp/docs/campus-sodan.pdf>

- XPLANE 「渡航準備」

<https://xplane.jp/travel-preparation/>

米国国土安全保障省 税関・国境取締局(CBP)“I94 - Official Website”

<https://i94.cbp.dhs.gov/I94/#/home>

## ▼ 社会保障税(Social Security Tax)とは？

Social security は米国政府の社会保障制度です。給料から源泉徴収された税金を財源としています。アメリカで雇用される前には、必ず社会保障番号(social security number: 以下、SSN)を持っていないけません。どのような人が SSN を申請できるかについては厳しい規則がありますので、留学生アドバイザーに問い合わせてください。通常、アシスタントシップやキャンパス内外での就労の機会を得た留学生以外に SSN は発行されません。J-1 の研究者(J-1 scholar)は 2 年、F-1 や J-1 の学生(F-1, J-1 student)は 5 年まで、留学生の social security tax は免除されています。J-1 の扶養家族(J-2)が雇用されている場合は、社会保障税の支払い義務があります。詳しくは、留学生アドバイザーに聞くとよいでしょう。

なお、就労している留学生以外に基本的に SSN は発行されませんが、税金を払う目的では、代わりに ITIN(individual taxpayer identification number)が発行されます。詳細は、留学生アドバイザーにたずね、また以下の関連サイトもご参照ください。

### ■ 関連サイト

Social Security Administration “International Students and Social Security Numbers”

<https://www.ssa.gov/pubs/EN-05-10181.pdf>

米国国土安全保障省(DHS) “Study in the States - Obtaining a Social Security Number”

<https://studyinthestates.dhs.gov/obtaining-a-social-security-number>

国内歳入庁(IRS) “Individual Taxpayer Identification Number (ITIN)”

<https://www.irs.gov/individuals/individual-taxpayer-identification-number>

在日米国大使館「個人納税者番号(ITIN)」

<https://jp.usembassy.gov/ja/services-ja/citizenship-services-ja/itin-ja/>